

【学校感染症】出席停止の基準

分類	対象疾病	出席停止の期間	
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ベスト、マールブルグ病、ラッサ熱、ジフテリア、急性灰白髄炎（ポリオ）、重症急性呼吸器症候群（SARS）、鳥インフルエンザ（H5N1）	治癒するまで	
第2種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）	発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで	
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎（おたふく）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発言した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで	
	風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで	
	水痘（みずぼうそう）	全ての発疹が痂皮（かさぶた）化するまで	
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消失した後2日を経過するまで	
	新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで	
	結核	症状によって学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで	
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状によって学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで	
第3種	コレラ	症状によって学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで	
	細菌性赤痢	症状によって学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで	
	腸管出血性大腸菌感染症	症状によって学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで	
	腸チフス	症状によって学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで	
	パラチフス	症状によって学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで	
	流行性角結膜炎	症状によって学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで	
	急性出血性結膜炎	症状によって学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで	
	その他の感染症	溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎（流行性嘔吐下痢症）など	全身症状が悪いなど、医師が出席停止と判断し、かつ学校長が必要と認めた場合

※参考：学校保健安全法施行規則 第18条（感染症の種類）、第19条（出席停止の期間の基準）